

表5 屋内運動場年次別施設整備実施状況

単位: m²

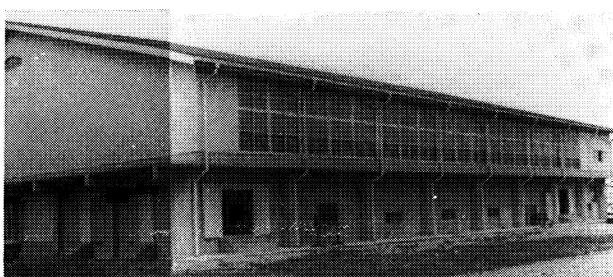
区分 年度	新築				
	学校数	R	S	W	計
47	2	—	2,395	—	2,395
48	2	—	1,855	—	1,855
49	2	—	1,858	—	1,858
50	—	—	—	—	—
51	—	—	—	—	—

(注) 各年度区分の面積はそれぞれ前年度4月1日より当該年度3月31日まで実施した面積である。

屋内運動場新築事業 昭和51年度完成〔県立岩瀬農業高等学校〕

表6 柔剣道場、水泳プール年次別整備状況

年度 区分	47	48	49	50	51
柔剣道場	10校	10校	7校	2校	2校
水泳プール	5	2	0	0	0



柔剣道場新築事業 昭和51年度完成
〔県立双葉農業高等学校〕

表7 防火施設、暖房施設年次別整備状況

年度 区分	47	48	49	50	51
防火施設	3校	4校	5校	5校	5校
暖房施設	4	5	5	0	0

四、県立高等学校その他 施設整備状況

(1) 和室(茶道、華道)

女子生徒に情操教育を行うことを目的とする、施設の整備であり未設置解消を図るために、年次計画により実施(一校当たり基準面積木造三百五十五平方メートル)しているもので、昭和四十七

(3) 柔剣道場・水泳プール
柔剣道場、水泳プール年次別整備状況は表6のとおりである。

・柔剣道場整備状況について
未設置解消を図るため、年次計画により整備を実施(一校当たり基準面積鉄骨造三百五十平方メートル)している。

整備計画校は本校六十九校(併置校三校、女子校十三校除く)分校十一校計八十校で、うち整備校五十三校(六六%)、未整備校二十七校(三三%)の状況である。
・水泳プール整備状況について
未設置解消を図るために、年次計画に

(1) 防火施設整備について
昭和四十四年消防法施行令(政令第十八号)の一部改正に伴い、自動火災

(2) 暖房施設の整備について
昭和四十五年度以前に改築完了校(昭和四十五年度以降の改築校は蒸気暖房設備である)で寒冷地校を対象(鉄骨木造除く)とするものであり、さらに危険物の規則に関する、政令第九号による鉄筋造に、暖房施設の整備(鉄骨木造除く)を行っているものである。

なお、整備計画校は二十九校で整備校十四校(四八%)、未整備校(五二%)である。

もとづき整備を実施(一校七コース、二十五メートル)している。
整備校は本校八十二校(併置校三校除く)分校十一校計九十三校、うち整備校五十四校(五八%)、未整備校三十九校(四二%)の現況である。

三、県立高等学校防火、暖房施設整備状況

防火施設、暖房施設年次別整備状況は表7のとおりである。

(1) 防火施設整備について
昭和四十四年消防法施行令(政令第十八号)の一部改正に伴い、自動火災

報知設備及び非常警報設備には、非常電線装置を附置することになった。自動火災報知設備については、昭和四十四年以前に建築され、また建築中、増築中のものについては旧法が適用されるので附置の義務がない。自動火災報知設備については、五百平方メートル以上で、非常警報設備は五十人以上、さらに放送設備については八百人以上が対象校とされ、放送設備を最優先に整備を実施している。

なお、整備計画校は五十四校で整備校二十二校(四一%)、未整備校三十二校(五九%)の現況である。

昭和四十五年度以前に改築完了校(昭和四十五年度以降の改築校は蒸気暖房設備である)で寒冷地校を対象(鉄骨木造除く)とするものであり、さらに危険物の規則に関する、政令第九号による鉄筋造に、暖房施設の整備(鉄骨木造除く)を行っているものである。

なお、整備計画校は二十九校で整備校十四校(四八%)、未整備校(五二%)である。